

令和6年第21回

札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第7号から第8号）を除く

議案第2号から第6号、報告第1号については、非公開とすべき理由が消滅したため、
会議録のみ公開いたします。

令和6年第21回教育委員会会議

1 日 時 令和6年11月21日(火)10時00分～11時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
教育次長	廣 川	雅 之
生涯学習部長	井 上	達 雄
生涯学習推進課長	大 瀬	秀 樹
生涯学習係長	早 坂	友 秀
推進担当係長	逸 見	知 之
学校支援担当部長	池 田	秀 利
学校教育部長	佐 藤	圭 一
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
教職員課長	原 田	徹
労務担当課長	折 笠	大 和
健康管理担当係長	嶋	敏 彦
中央図書館長	前 田	憲 一
調整担当課長	犬 丸	秀 夫
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	新 井	達 之
書 記	滝野沢	由希奈

4 傍聴者 2名

5 議 題

- 議案第1号 「(仮称) こども本の森」基本方針(案)について
議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について
報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について
議案第7号 令和6年度札幌市教育実践功績表彰被表彰者及び被表彰校の決定について
議案第8号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和6年第21回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、中野倫仁委員と朝倉由紀子委員にお願いいたします。

本日の議案第2号から議案第6号、報告第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第7号及び第8号は、人事に係る事項、でございます。教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号から第8号、報告第1号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 「(仮称) こども本の森」基本方針(案)について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「(仮称) こども本の森」基本方針(案)について」です。事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長 中央図書館の前田です。議案第1号の「(仮称) こども本の森」基本方針(案)について、ご説明いたします。

本議案は、建築家の安藤忠雄氏が北海道大学に建設・寄附する施設を、札幌市が市立図書館「(仮称) こども本の森」として運営していくための基本方針(案)

につきまして、この内容でパブリックコメント・キッズコメントを実施することについて決定をいただくため、提出するものです。

お手元に、資料1として基本方針（案）概要版、資料2として基本方針（案）本書をお配りしております。資料1をご覧ください。基本方針（案）の内容について、A3横の概要版にて説明させていただきます。

第1章ですが、札幌市では、学齢期における読書離れが課題であったところ、安藤氏から北大に寄附の申し出があり、その課題解決に資することから、本市もこの施設の運営に参画することとして、昨年、安藤氏、北大、札幌市の三者で締結しました基本合意書に基づき、本市が「（仮称）こども本の森」の運営に関する方向性を定めるため、この基本方針を策定いたします。

第2章では、これまでの取組や課題を踏まえまして、「施設の位置付け」に記載のとおり、小中学生を主な対象とした新たな市立図書館として設置し、子どもたちの自主的な読書活動の推進を目的とした機能に特化した図書館（機能分館）と位置付けます。

第3章は、基本方針策定にあたり、実施したヒアリングの内容をまとめており、それを踏まえて、第4章でコンセプトを定めています。北大の中にある子どものための図書館として、北大が有する「知」を子どもたちにひらくことや、本との出会いを通して「知」の扉をひらき、新たな学びと創造の世界へいざなうことを意図して、施設のコンセプトは「こどもに知をひらく」としました。

右側の第5章では、コンセプトを実現するため、「新たな本との出会いを促す誘発機能」「多種多様な知や人とつながる交流機能」「空間や自然などを感じながら様々なことが学べる体験機能」の3つの機能を柱としたサービスを構築することとしております。特に、北大との連携ならではの取組については、各機能の説明中、網掛けで強調しています。

第6章では、現時点で想定する運営内容をまとめております。蔵書は1万5千冊で、購入だけでなく寄贈を呼び掛けて活用します。また、いつでも新たな本と出会うよう、貸出はせずに館内閲覧を原則とします。

その下の利用方法ですが、記載のとおり、開館時間などは、主な利用者として想定する小中学生を最優先としつつ、様々な方の利用も想定しながら検討してまいります。右側の運営手法ですが、本施設の特長を活かし、コンセプトや求められるサービス実現のため、民間の能力を活用した運営として、指定管理者制度の導入を検討いたします。その下の寄附金ですが、ふるさと納税などを活用して、運営費に充てるための寄附金を募集していきます。

第7章の施設諸元、第8章のスケジュールについては記載のとおりで、令和8

年夏頃の開館を目指してまいります。資料の説明は以上でございます。

次に、基本方針の策定に向けた今後の進め方についてですが、本日、ご決定をいただきましたら、この方針（案）を文教委員会に報告し、12月下旬から1か月間、パブリックコメント・キッズコメントを実施いたします。

なお、キッズコメントで使用する資料については、方針（案）の内容を基に、子どもに分かりやすいような内容にまとめ、別途作成いたします。

その後は、市民の方々から寄せられたご意見を参考としながら、最終調整を行い、2月上旬を目途に、基本方針の策定について、教育委員会会議にお諮りする予定であります。私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○中野委員 この設計については、ほぼ固まっているということなのですか。

○中央図書館長 今のところまだ設計中と聞いています。固まっていると思いますが、今、詳細を詰めているところです。

○中野委員 今度できるところが一番北の地域になりますので、冬の対策などが考慮されている構造というか、そういうのがどうなっているかなとちょっと気になりました。

○中央図書館長 はい、出てきましたら、こちらからも色々ご意見を先方に伝えたいと思います。

○中野委員 分かりました。

○石井委員 確認したいことがあるのですが、他の都市にある子ども本の森は、事前予約制を取り入れているところが多いんですけども、札幌市はそれはしていないという方向性でしょうか。

○中央図書館長 それもこれからで、事前予約制も先行施設によりますが、全日入れているところもあれば、土日だけにしているところもありますので、そうい

ったものを参考にして、どうするかを決めていきたいと思います。

○石井委員 立地が北海道大学ということで、もちろんアカデミックな場所というのがありますが、北海道の観光地としても最近は人気がある場所にもなっていて、私も先日用事があって北海道大学の方に行ったんですけども、かなり外国人観光客の方もいらっしゃったので、今後もし来館者を予約制にするのかどうかとなった時に、市民と市民外の方を分けた方がいいのかなと少し思いまして、聞かせていただきました。

○中央図書館長 はい、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○佐藤委員 7章の施設諸元のところの構造についてですが、地上1階と記入されています。神戸や大阪には階段があり、2階部分もあったと思いますが、札幌は1階で、階段がなしという予定になってしまったのでしょうか。

○調整担当課長 諸条件を考慮した結果、現在は地上1階建ての方向で設計を進めていると聞いております。

○佐藤委員 やむを得ないですね。階段の部分に子どもたちが座って本を読むというのが、これまでできていた子ども本の森の特徴かなと思ったんですけど。きっと設計の段階でまた別の工夫をしていただけるものだと思いますので。そうすると、神戸も大阪も熊本もほぼ同じ構造だと聞いていますが、これまでとはちょっと違った構造で、違うような雰囲気のものができる可能性がありますね。

○調整担当課長 そうですね。1階建てになりますので、他の本の森とは少し違う北海道らしさを出していただけるような施設になっていただければと考えております。

○佐藤委員 楽しみそうですね。ありがとうございます。

○調整担当課長 ありがとうございます。

○道尻委員 基本方針案の中を見させていただくと、ヒアリング調査で子ども

たちの意見も載っているのですが、今回のパブリックコメントに関しては、子どもたちをターゲットに、意見をもらうような働きかけが予定されているのでしょうか。

○中央図書館長 キッズコメントとして、もう少しわかりやすい形でまとめて、子どもたちの意見を伺いたいと考えています。

○道尻委員 わかりました。では、子ども用の説明資料も簡単なものを作っていたらいいということで、ぜひそのようにお願いしたいと思います。以上です。

○山根教育長 他、いかがでしょうか。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者とあり)

○山根教育長 それでは、議案第1号につきましては、提案通りということでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 議案第1号から第5号は公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開

◎議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○山根教育長 続きまして、議案第2号及び第3号は、本市の使用料及び手数料の見直しに関連する事項として、令和6年第4回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長に対して意見を述べる案件でございます。

す。これらについては、まとめて説明ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号及び第3号は、まとめて説明審議を行うことといたします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の井上でございます。議案第2号及び第3号につきましては、11月28日招集予定の第4回定例市議会に提出されます条例の改正案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法) 第29条の規定に基づき、市長から意見を求められておりますことから、本件議案を提出するものでございます。

具体には、「札幌市生涯学習センターほか3施設の公の施設の使用料の見直しに係る条例改正案」及び「札幌市北方自然教育園及び札幌市教育センターの公の施設に係る条例の一部を改正する条例案」でございます。

教育委員会が所管する8施設のうち6施設について、このたび貸室等の使用料の改定を行うものでございます。

使用料は、施設の利用について受益者から適正な負担を徴収するものであり、その額については、負担の公平確保の見地から検討する必要があるとございます。昨今の人件費の増加、原油価格の上昇や円安に伴う燃料費の高騰等により経費が増加していることから、このたび、各施設の使用料の見直しを行い、その結果、6施設について増額改定を行うことといたしました。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。
まず、資料の構成からご説明いたします。

1枚目に、右上に議案第2号と書かれた議案がございまして、次に議案第3号とインデックスが付いたものが、学校教育部所管施設の議案がございまして、さらに「概要」とインデックスの付いたものが、「使用料改定の概要」であり、条例の改正内容、施行期日についてまとめて記載しております。

次に、各施設に係る条例の新旧対照表、さらに参考までに、現行条例を添付しております。

議案の内容につきましては、資料の「使用料改定の概要」に各施設の改正内容をまとめておりますので、そちらをもとに説明させていただきます。

今回使用料を見直す施設は「生涯学習センター」、「市民ホール」、「月寒公民館」、「青少年科学館」、「北方自然教育園」、「教育センター(音楽研修施設など開

放施設)」の6施設でございます。順に（改定内容について）ご説明いたします。

まず、「1 生涯学習センター」の改正内容についてご説明いたします。生涯学習センターは、ホールや研修室等の使用料について、經常経費の増を踏まえ、11.46%の使用料の改定を行います。この11.46%は、区民センターの改定率と同様であり、施設の貸出を行っている市有施設のほとんどがこの改定率による使用料の改定を予定しております。

なお、「2 市民ホール」、「3 月寒公民館」、「6 教育センター開放施設」につきましてもこの改定率による使用料の改定となっております。

施行期日につきましては、これらの各施設の予約方法が異なっておりますことやシステム変更等の実情に合わせておりますので、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、「4 青少年科学館」についてご説明いたします。

青少年科学館は展示室及びプラネタリウムの観覧料について、經常経費の増加を踏まえ、12.1%の使用料の改定を行います。

また、青少年科学館がございませう札幌地区に、大学の新キャンパスや専門学校が設置されるなど、学生等の観覧者の増加が見込まれることを踏まえ、学生料金の設定を新たに予定しております。

最後に、「5 北方自然教育園」についてご説明いたします。北方自然教育園は、これまで観覧料算出の参考としております時計台の観覧料の改定内容を踏まえ、同様の観覧料の改定を行うこととしております。

各施設の改定後使用料・観覧料については、資料の新旧対照表でご確認ください。

議案第2号及び第3号の、公の施設の使用料の見直しに係る「議会の議案についての市長への意見の申出について」のご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたら願ひします。

○道尻委員 今ご説明いただきまして、經常経費の増加を踏まえての料金使用料との改定ということで、やむを得ない部分もあるかと思うんですけども、一方で、年金生活や所得が低い方々は、物価の上昇を吸収するのが精一杯で、厳しい状況にあります。こういったセンター等の料金が上がることによって、利用し

づらくなる面もあると思います。今回の改定を考えるにあたって、経常経費の増加の一方で、あまり経済的に余裕がない方々の利用の機会を確保することが考慮されているのかどうか、その辺りの議論状況や検討状況を教えていただければと思います。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進課長の大瀬と申します。今回の使用料の見直しにつきまして、大前提となっている状況がございます。本市の使用料の見直しは、四年に一度、概ね行っております。今回の見直しにつきましても、教育委員会所管の施設以外に、全市的な施設も含めて行われている状況でございます。その中で、財政部から出ている統一的な方針がございます、原価計算を基本としながらも、全体的な事業の収支のバランスや、国が示している基準を参考にすることが一つです。もう一つは、類似施設とのバランスや他都市との状況、道内や周辺市町村の類似事例との均衡を緩和など、諸々の観点があります。従いまして、そういった総合的な視点から見直しを行っているという状況でございます。只今部長より、ご説明いたしました施設につきましても、貸室を備えている施設につきましては、区民センターの基準を原則踏襲するという方針が出ておまして、したがってその 11.46%という基準は、そのまま区民センターの基準を導いているという状況でございます。また、青少年科学館につきましても、できるだけ受益者負担にならないような料金設定を行うということで、総合的な視点も踏まえながら設定する状況でございます。全市的な方針および個別の状況を踏まえて、このような料金設定になっているところでございます。

生活困窮者への減免措置についてですが、科学館に関しては、今回若者に関して半額程度の学割の基準があります。ただ、所得については、運営上の手間や全市的な施設の状況を勘案して反映はしておりません。

○道尻委員 ありがとうございます。全市的な施設で、生涯学習や子供たちの教育などに主眼を置いた目的のある施設です。可能な限りで結構ですので、形式的な料金設定ではなく、目的を叶えるための工夫や配慮がなるべくあったらいいなというふうに思いますので、今後、そういった面も考慮していただけたらなというふうに考えております。私からは以上です。

○山根教育長 ちなみにかかっている経常経費は全額を受益者負担しているわけではないんですね。

○生涯学習推進課長 ではないです。

○山根教育長 例えば公民館だったら、受益者負担率は何%ぐらいでしたか。

○生涯学習係長 生涯学習係長の早坂と申します。受益者負担率ですが、従前は34.4%でしたが、改定後も34.4%で変わらない考えとなっております。

○山根教育長 かかっている経費が百で、いただく使用料が約1/3になるということですね。

○生涯学習係長 そういうことになります。

○山根教育長 ありがとうございます。他、ございますでしょうか。

○石井委員 一点、質問よろしいでしょうか。新旧対照表の青少年科学館の部分と北方自然教育園の備考欄の1番なんですけれども、変更後、「中学生、小学生、小学校入学前のもの、およびこれらに準ずるもの」という記載が増えているんですけれども、「これらに準ずるもの」というのは、具体的にどういった方が対象なのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○生涯学習推進課長 高校生、大学生、専門学生も指しております。

○推進担当係長 推進担当係長の逸見です。補足ですが、小学校に入学前のもの、これらに準ずるものというのは、昨今増えてまいりましたフリースクールに通っているお子さんや、必ずしも義務教育課程に通学できていないというような状況の方も、遍く年齢で預かりましょうということで、このような規定を設けているところでございます。

○石井委員 わかりました。ありがとうございます。

○山根教育長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号及び第3号については提案どおり決定させていただきます。

◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○山根教育長 続きまして、議案第4号から第6号についてですが、いずれも人事委員会勧告に関連する事項として令和6年第6回定例審議会に議案として提出するものであり、教育委員会から試験に対して意見を述べる案件です。これらにつきましては、まとめて説明ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第4号から第6号はまとめて説明審議を行うこととします。事務局から説明をお願いいたします。

○労務担当部長 労務担当部長を兼任しております井上でございます。議案第4号、第5号、及び第6号につきましては、令和6年、第4回定例市議会に提出されます条例の改正案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められておりますことから、本件議案を提出するものでございます。これら3つの議案につきまして、関連がございますので、一括してご説明いたします。

それでは、議案第4号からご説明いたします。お手元の議案第4号の資料のうち、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

議案第4号は、「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものでございます。

はじめに改正の概要、ア～ウについてですが、9月20日の人事委員会勧告に基づき、給料表の全ての号俸の増額改定、寒冷地手当の引上げ及び月額支給化、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を再任用職員以外の職員については0.1月分、再任用職員については0.05月分それぞれ引き上げを行うものでございます。

次に、エについてですが、人事院及び札幌市人事委員会の、多様で有為な人材の確保等を目的に、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」いわゆる「給与制度のアップデート」の勧告等を考慮し、管理職員特別勤務手当の見直しや、再任用職員に対する住居手当及び寒冷地手当の支給を行うなど、①～④の内容について、改定を行うものです。

なお、国の人事院勧告と同様の内容となっております。

次に、オ 通勤手当の支給額の引上げについてでございます。

昨今のガソリン価格の高騰や、人事委員会報告において、長引く物価高騰が、職員の生活にも大きな影響を与えていると言及されていることを受け、札幌市給与条例において、令和6年4月1日に遡って交通用具使用者、主に自家用車利用の方の通勤手当の額を500円増額いたしますことから、教育職員も同様の取扱いとする改正を行うものでございます。

なお、これらの改正による教育職員分の所要額ですが、23億3,100万円となり、総務局において、職員費予算の補正を行う予定でございます。

次に、議案第5号について、ご説明いたします。

議案第5号は、「札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものでございます。

引き続き、議案第4号に添付の「概要」とインデックスのついた資料をご覧ください。

本改正は、条例案(1)~(4)にありますとおり、雇用保険法等の文言など、一部が改正されたことに伴い、国家公務員退職手当法の「失業者の退職手当」等に係る規定が改正されたことを受けまして、国の法改正に準じ、本市の退職手当条例を改正するものです。

具体的な改正内容は、議案第5号資料の「条例案」及び「新旧対照表」に記載のとおりでございます。

次に、議案第6号について、ご説明いたします。議案第6号は、「札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものでございます。

引き続き、議案第4号に添付の「概要」とインデックスのついた資料をご覧ください。

本市では、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を「特定任期付職員」として採用することができる制度を設けてございます。

「特定任期付職員」の具体例といたしましては、訴訟や政策法務の充実強化のために、弁護士の方を採用する場合などが、想定されるところでございます。

当該条例において「特定任期付職員」の給与について定められておりますことから、そのうちの給料表及び期末手当の改定、特定任期付き職員業績手当の廃止、勤勉手当の支給開始について、人事委員会勧告を踏まえて必要な規定整備を行うものです。

なお、参考までに、札幌市教育委員会おきましては、これまで「特定任期付職員」の任用実績はございません。

具体的な改正内容は、議案第6号資料の「条例案」及び「新旧対照表」に記載のとおりでございます。

以上、議案第4号から第6号までについてのご説明は以上でございます。議案第4号、第5号及び第6号について、意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○中野委員 これは勧告どおりに実施するということでよろしいですか。

○労務担当部長 はい。

○中野委員 例年、勧告どおりということでしょうか。

○労務担当部長 札幌市の部分につきましては、基本的には準じていますけれども、例えば、自家用車を使用した方について、ガソリンが上がっておりますので、月額500円増額してはありますが、札幌市限定でオリジナルのものでございます。

○山根教育長 500円あげるというのは、人事委員会の勧告ではないんですね。

○労務担当部長 はい。

○中野委員 勧告ではないとなれば、その数字はどこからきたのでしょうか。

○生涯学習部長 実は昨年も1年間、500円増額をしておりますが、今年については同額になります。500円がなぜ500円かということは、その時の状況で多分判断していると思っています。

○労務担当課長 ガソリン代の値上がりや過去との値上がり具合や一般的に通勤に使う距離や日数の部分、値上がりの額などを勘案して、今回 500 円というふうに決めていると思います。

○中野委員 でもそうなると、当時よりガソリンが上がっているとなると、増額するという判断にはならない。

○労務担当課長 今年度の 500 円は単年度限りということなので、次年度以降ですね、状況に応じて、そのような扱いをする可能性はあります。

○山根教育長 本来は人事委員会が市政のガソリンなどの価格を調査して勧告するべきなのですが、毎年そういう調査を行っていないので、ガソリンの高騰が激しいことを考慮し、簡易な計算に基づいて 500 円という数字が成り立ったということです。単年度限りのものです。

○山根教育長 他、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第 4 号及び第 6 号については提案どおり決定させていただきます。

◎報告第 1 号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

○山根教育長 続きまして、報告第 1 号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の井上でございます。

それでは、報告第 1 号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」ご説明いたします。

11 月 28 日招集予定の第 4 回定例市議会において、令和 6 年度一般会計補正予算案が提案される予定であり、その中に教育費予算も含まれます。

本来であれば「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見

を市長に述べるものでございますが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第3条（臨時代理）の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して、資料中段の意見書のとおり「補正予算案の内容は適当」として意見を述べましたのでご報告いたします。

それでは、今回の補正予算案の内容につきましてご説明させていただきます。

意見書の次のページにございます、「令和6年度一般会計補正予算案について」をご覧ください。

一番目の歳入歳出予算ですが、こちらは大きく分けて2つの事柄がございます。1つ目は先の議案第4号にてご説明いたしました「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正」に伴う所要額を補正するものでございます。

「(1) 教職員関係分」をご覧ください。

まず、歳入予算の「義務教育費国庫負担金」ですが、こちらは小・中学校等に勤務する教職員の給与に係る特定財源である義務教育費国庫負担金について、人事院勧告に基づく月例給及び期末・勤勉手当等の引上げに相当する額として、6億1,000万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出予算の「職員費」ですが、こちらは、教職員に係る給与について、札幌市人事委員会勧告に基づく月例給及び期末・勤勉手当等の引上げに伴い21億3,100万円が増額となるものでございます。

なお、歳出予算については、総務局が所管する職員費に予算計上されておりますので、総務局において補正を行なうものとなります。

続きまして、一つ下にございます「(2) 会計年度任用職員関係分」をご覧ください。こちらは会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定を踏まえて、月例給及び期末・勤勉手当の引上げを実施することに伴う所要額を補正するものでございます。

生涯学習部、学校教育部、中央図書館で計38事業が補正対象となります。補正額としては、生涯学習部で1,300万円、学校教育部で2億1,500万円、中央図書館で2,300万円、合計2億5,200万円となっております。「1 歳入歳出予算」に係るご説明は以上となります。

次に、本表中下段「2 繰越明許費」をご覧ください。

まず、「学校施設バリアフリー化整備費」ですが、こちらは、令和6年度に8校で予定していたバリアフリー整備工事について、工事計画の変更により2校の工期が延長となったほか、建設業界の人材不足や民間工事に人材が流れて

いること等により4校の入札が不調となり、令和6年度中の執行が困難となったことから、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費として設定するものでございます。

続いて「学校施設照明器具LED化改修費」ですが、こちらは、令和6年度に実施することとしていたLED化の実施設計業務について、76校のうち20校の入札が不調となり、令和6年度中の執行が困難となったことから、繰越明許費として設定するものでございます。

以上で、報告第1号についてのご説明を終わります。

○山根教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは報告第1号につきましては、以上とさせていただきます。